

2026年度「冬期友の会」入会申込書

※該当する項目に○を付けてください。

入会区分	新 規(入会金6,600円)		前年度からの継続(入会金5,500円)	
支払方法	プレー代・共	プレー代・別	銀行振込	〈振込日〉 月 日

「冬期友の会」に入会いたしたく、会則・募集要項確認の上、下記の通り申し込みます。

年 月 日

フリガナ			性 別	男 ・ 女
氏 名				
生年月日	昭和 平成	年 月 日 (才)		
住 所	〒 -			
TEL(必須)	(自宅)	(携帯)		
メールアドレス				

【冬期友の会】 会 則

- 第1条 本会は『冬期友の会』と称し、事務局をレイクウッドゴルフクラブ サンパーク明野コース内におく。
- 第2条 本会は、レイクウッドゴルフクラブ サンパーク明野コース内の施設を利用して会員相互の親睦を図り、マナーとエチケットの向上に努め、ゴルフの普及・発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会に入会を希望するものは、次の手続きをとらねばならない。
(1) 入会申込書に必要事項を記入の上、入会金を添えて事務局に提出する。
なお、入会金はいかなる理由があっても返金できないものとする。
- 第4条 会員の有効期間は2025年12月1日より2026年4月12日までとする。
- 第5条 会員は直接プレーの予約をすることができる。また、プレーの際にはフロントで会員証を提示しなければならない。提示がない場合は、会員の特典を受けられない場合がある。
- 第6条 会員が次の事項に該当する場合、事務局は会員の資格を一時停止、あるいは除名することができる。
(1) この会則に違反したとき
(2) 当会の名誉を毀損または秩序を乱したとき
(3) 入会後、暴力団員またはその関係者であることが判明したとき
(4) 会員証を本人以外が使用したとき
(5) 利用約款に違反したとき
(6) その他、事務局において処分が適当と判断する行為があったとき
- 第7条 会員は次の場合、その資格を失う。
(1) 資格の有効期間が満了したとき
(2) 退会、除名、死亡したとき
- 第8条 会員資格の譲渡ならびに名義変更をすることはできない。
- 第9条 本会則に定めなき事項については、事務局において別に定める。

----- 事務局 使用欄 -----

会員NO	2026T -	入会登録	年 月 日	担当印
領収金額	6,600円 ・ 5,500円	入会金領収	年 月 日	担当印